

このままでは、ホームヘルパーがいなくなります！！

# 介護報酬引き下げを止めるため 「意見」を届けましょう

## 1月22日 訪問介護事業所に激震 まさか！？の報酬引き下げ

2024年度介護報酬改定案で、わずか+1.59%のプラス改定、大半のサービス種別も引上げになったのに、ホームヘルパー(訪問介護)だけが基本報酬ダウン。しかも引き下げ率は2%~3%で過去最大の引下げです。

「心が折れた」「コロナでも必死にがんばったのに」「国はヘルパーは要らないと言うのか」

怒りと悲しみの声が多く、ホームヘルパーから沸き起こっています。

絶望的と言うほかない人手不足は、有効求人倍率15.5倍という数字が物語っています。

ホームヘルパーの37%60歳以上で後継者がいない事業所も多数います。

国も「このままではサービス提供体制が確保できないおそれがある」と認めています。

なぜ、よりによってその訪問介護の基本報酬を2%以上も下げるのでしょうか。

## 「黒字」が引下げの理由

国は、訪問介護事業所が「黒字幅」は他のサービスと比べて大きいことを引下げの理由にしています。

しかし、事業所調査の回答率は42%であり、小規模事業所は調査に回答する余裕すらないところが多いです。

さらに、個別分析では、前年対比で収入(売上)は大きく変わっておらず、ヘルパー不足の影響による人件費の減少による利益の押し上げが主たる要因と考えられており、経営が安定しているわけではありません。

また、サ高住などの集合住宅併設の訪問介護が、収支差率を押し上げていることも指摘されています。

こんな数字を理由に介護報酬を下げられてはたまったものではありません。

**意見募集(2月21日締め切り)にヘルパーの声を届け、引き下げをストップさせましょう**

介護報酬は、厚生労働省の「告示」で決まります。

厚生労働省は今、介護報酬改定案に対する「御意見募集」を実施中です。

大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)

メール [osakasha@poppy.ocn.ne.jp](mailto:osakasha@poppy.ocn.ne.jp) fax 06-6357-0846

## 参考

### 令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する御意見の募集について

令和6年1月23日 厚生労働省老健局老人保健課

この度、厚生労働省では、令和6年度介護報酬改定に伴い、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、関係告示の所要の改正を予定しております。

つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を求めます。

#### 1. 御意見募集期間

**令和6年1月23日(火)～令和6年2月21日(水)(必着)**

#### 2. 御意見募集対象

令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について（概要）

#### 3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

その際、件名に「令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見」と明記して御提出ください。

**電話・FAXでの受付はできませんので御了承ください。**

##### (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

##### (2) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス： kaigo\_r6kaitei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。

**送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。**

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見」と明記して御提出ください。

(3) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛

※次ページの用紙をプリントアウトしてご使用していただくことができます。

(4) 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください。

(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)

お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

★メール等ご面倒な場合は、次ページ「郵送用」文書の囲みにご記入のうえ、大阪社保協あて fax(06-6357-0846)をいただければ大阪社保協から厚労省あて郵送いたします。その場合は必ず2月18日までにfaxをお願いします。

郵送用

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省老健局老人保健課企画法令係 御中

**「令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見」**

**ホームヘルパーの基本報酬(訪問介護費)の引下げを中止し、引上げを実施してください。**

訪問介護の基本報酬について身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって2~3%の引き下げ案となっていることに抗議します。

「介護事業経営実態調査」結果において訪問介護の収差率が7.8%と高かったことが理由とされています、事業規模・形態によって収支差率には相当なばらつきがあり、7.8%はあくまでも平均値にすぎません。

ヘルパーを確保できず、人件費の低下によって見かけ上「黒字」となっている実態もあります。さらに小規模事業所では回答すること自体が困難であり、こうした事業所の経営実態が反映されていない可能性があります。この調査の結果をもって基本報酬引き下げの判断材料とすることは妥当ではない。

新たな処遇改善加算は、2.1%の積み増しにとどまっており、仮に最上位の加算を算定しても収益全体がマイナスとなります。利用者に必要な訪問介護サービスを確実に届けられるよう安定的な事業運営を実現するためには基本報酬の底上げが不可欠です。

ヘルパーの不足、高齢化は年々深刻化しており、2022年のヘルパーの有効求人倍率は15倍を超え、70代、80代のヘルパーも頑張っている。2023年の訪問介護事業所の倒産件数は過去最多となり、小規模事業所が多数を占め、人員不足が主な原因とされています。このままでは個々の事業所の存続はおろか、訪問介護事業そのものが崩壊してしまうことになりかねません。

訪問介護は、自宅で1人ひとりの生活を総合的、継続的に支える介護保険の基本的サービスです。訪問介護がなくなれば、深刻な「介護難民」「介護離職」が確実に広がります。日々の生活の確立なくして訪問診療、訪問看護などの医療系サービスも成り立ちません。訪問介護事業に重大な困難をもたらす基本報酬の削減は、住み慣れた地域で安心して住み続けることをめざす地域包括ケア構想に逆行するものである。訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、引き上げを図ることを強く求めます。

**私が厚生労働省に伝えたいこと（読んでください。知ってください。現場の実態）**

事業所・団体名

所在地・住所

氏名